



人工知能の進歩と弁護士業の未来

■ 岡田 健一

先日、IBM社の人工知能「Watson」が、人間の医師が診断できなかった特殊な白血病患者の病名を、わずか10分程度で見抜き、患者の生命を救ったという報道に接し、非常に驚きました。そして、情報処理技術の進歩に伴い、徐々にヒトの担っている業務も人工知能等を有するコンピュータが処理することが増加していくのだろうという当たり前の事実を今さらながら強く認識しました。

私は、従前、機械が得意としている処理は、反復継続的なルーチンワークという印象を持っていました。工場等での生産や、商品の販売、会計処理などの現場に機械やコンピュータが多数投入され、ヒトが行う仕事の変容していくさまを、私の子供の頃から現代までずっと見てきたからです。一方で、医師や弁護士などの仕事がコンピュータに置き換わるなどということは、あまり考えることはありませんでした。

しかし、冷静に考えると、現状有する情報から、過去に蓄積されたデータを参照し、想定される事象を抽出するという処理は、コンピュータが最も得意とする分野です。冒頭の「Watson」が、2,000万件以上の論文として蓄積された過去のデータをもとに、現状有する患者の情報から分析して、病名を特定することができたというのも、人工知能技術の進歩には驚きを隠せませんが、何ら不思議なことではないのかもしれない。

私たち弁護士の仕事も、法的紛争に関して、依頼者から事情をお聞きし、証拠となる資料

■ 岡田 健一
弁護士

1981年生まれ。立命館大学法学部、同大学院法務研究科卒業。2006年司法試験合格、司法修習を経て、2007年に弁護士登録（大阪弁護士会）。中小企業等の企業法務を中心にITに関する紛争処理なども扱う。大阪弁護士会所属弁護士を中心とする電子商取引問題研究会に所属。共著書として『発信者情報開示請求の手引』（民事法研究会）。



を収集し、その資料から認定できる事実を前提に、法令や、過去の裁判例に当てはめ、法的な見解を出すという一連の流れを、日々行っています。そうした思考過程で得られた法的見解をベースに裁判所に提出する主張書面を書いたり、相手方当事者と交渉をしたり、法的意見書を起案したりしているわけです。

このような業務も近年の人工知能技術の進歩を考えると、将来的には大きくコンピュータに置き換えられ、ヒトが担う業務部分が徐々に限定される。そのようなことも起こるのかも知れません。実際に、これまでは書物等から調査し、あるいは日々の研鑽によって身につけていた裁判例なども、今は、判例検索システムで検索することが当たり前となり、弁護士の仕事のスタイルも、ここ二十年ほどで大きく変化をしていると聞きます。

これから、さらに進むことが確実である情報処理技術の革新によって、現在、弁護士が日々の業務において行っている法的見解を見出すプロセスの一部がコンピュータに置き換えられる日も遠くはないかもしれません。

そのような中、私たちヒトである弁護士が生き残るためには、新たな法規範の創造など人工知能ではできない部分を意識し自分たちの業務にどのような付加価値を設定し維持するか、真剣に考えていかなければならないと強く感じています。

